



支援対象となる中小企業の定義は以下のとおりです。

- 京都府内に事業所を有する者であって、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)に規定する者のうち、以下の表の業務区分に応じて①または②を満たす者(個人事業を含む。)

業種区分等	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する従業員の数
① 卸売業	1億円以下	100人以下
② サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5千万円以下	100人以下
③ 小売業	5千万円以下	50人以下
④ ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
⑤ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑥ 旅館業	5千万円以下	200人以下
⑦ その他の業種(上記以外)	3億円以下	300人以下
⑧ 医業を主たる事業とする法人	—	300人以下
⑨ 特定非営利活動法人	—	上記①～⑦の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

【対象外となる業種・法人等】

- ◆ みなし大企業に該当するもの及び国または地方公共団体から出資を受けているもの
- ◆ 農業、林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く。)、漁業、金融・保険業
- ◆ 組合、連合会、財団法人(公益・一般)、社団法人(公益・一般)、宗教法人、学校法人、社会福祉法人、任意団体 等



「職場づくり行動宣言」を行う必要があります。

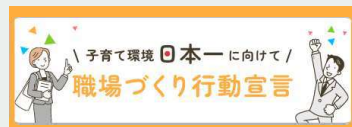
- 子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言(※)に基づく事業を行う者

※ 子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言(以下、『行動宣言』)とは、子育てにやさしい(誰もが働きやすい)職場環境づくりに向け、企業等が従業員に対して発信する具体的な行動計画のことです。

○ 行動宣言に関するお問い合わせ

京都府商工労働観光部労働政策室人材確保推進係
電話: 075-682-8925 (平日9～12時、13時～17時)

行動宣言は、
こちらから



令和8年2月～8月までに賃上げが必要です。

① 重点支援業種 「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「サービス業(他に分類されないもの)」

事業場内最低賃金について、令和8年1月と比較し、**4.3%以上**の引き上げが必要です。

② ①以外の業種(農林漁業等除く) 「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「運輸業、郵便業」など

補助対象事業所内の給与支給総額について、令和8年1月と比較し、**3.4%を上回る**引き上げを実施するもの

※ 給与支給総額は、常時雇用するすべての従業員の割増賃金の基礎となる賃金の合計のことを指します。

※ 合計額だけでなく、**従業員のそれぞれの賃金について、3.4%を上回る引き上げを実施することが必要**です。